

2018年5月30日

原子力規制委員会
委員長 更田豊志様

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-6-2
ダイナミックビル5F
FAX: 03-3238-0797
E-mail: mkiseii.t@gmail.com

抗議文

原子力規制委員会は、新規制基準を満たしているということで、これまでに加圧水型原発12基、沸騰水型原発2基の運転を許可しました。加圧水型原発には、冷却材喪失事故で水素が発生した場合、蒸気発生器の逆U字細管に水素が溜るといった構造的欠陥があります。沸騰水型原発には、原子炉の底に多数の制御棒駆動装置の穴があるため、簡単に原子炉底抜けになるという欠陥があります。規制委員会は、これらの問題を規制対象とせず、審査していないので、新規制基準に適合したからといって安全とはいえないというのは当たり前です。

原発の根本的欠陥を改良しなくても合格できる新規制基準により、原発再稼働にお墨付きを与える審査の在り方に対し、強く抗議します。

福島第一事故後、「事故は起きない」前提から「事故は起こりうる」に変わりました。それなら、原子力規制も、前提から見直されるべきです。新規制基準から外されてしまった原子炉立地審査指針ですが、その「基本的考え方」には、「仮想事故の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと」とあります。その観点から、そこに原発があってもよいのかどうかを検討しなれば、日本中の原発は立地不適となり、規制委員会として廃炉の指示を出さざるを得ないはずで

す。規制委員会は、本来、原発を許可する前に、まず、事故になった場合、どう住民を守るかを審査し、現地検証すべきです。「原子力災害対策指針」だけつけて、避難計画を自治体に丸投げし、再稼働は先行させるというやりかたは、住民を危険にさらすことであり、生存権を侵すことであり、それは、憲法違反です。

しかも、「原子力災害対策指針」自体が、放射性ヨウ素による初期被ばくを無視したものであり、この指針に基づいて避難計画を策定したところで、まったく被ばく低減対策にならず、住民は守れません。

本日の東京電力経営層との意見交換会では、東電の日本原子力発電への支援内容が話されるとのことです。事故を起こし、今も被害者を苦しめている東電が、被害者を差し置いて、他社の原発のために資金支援をするなどということは、ありえません。東電の資金支援を当てにして、原電に経理的基礎があるとみなすというのは、筋が通りません。

東海第二原発周辺 50km圏内には 150 万人が暮らしています。公衆に放射線災害を与えないことは、電気事業者の義務です。150 万人の放射線防護対策費用は、原電および支援者の東電が全額負担すべきです。それなしに、規制委員会は再稼働を認めてはなりません。

規制委員会は、危険を内包する原発の再稼働を認めながら、住民の被ばく低減対策の責任を自治体に押し付け、自らの責任を回避しています。これでは到底、規制当局の任務を果たしているとはいえません。こうした規制委員会の在り方に対し、強く抗議します。

以上